

平成30年3月22日（木）

報道機関 各位

本件についての問い合わせ先
旧優生保護法被害 千葉弁護士相談窓口
(湊町法律事務所内)
担当：中村、土佐
電話：047-436-8390

全国一斉「旧優生保護法被害に関する無料電話相談」実施のお知らせ（千葉県版）

旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶手術を受けた被害者を対象とした弁護士による無料電話相談が平成30年3月30日（金）に全国一斉で実施されます。

現在時点での実施予定の地域は、北海道・山形・宮城・新潟・東京・千葉・神奈川・愛知・京都・和歌山・大阪・兵庫・徳島・高知・福岡・熊本の全国16都道府県です（その他の地域においても追加実施される可能性があります。）。

千葉におきましても、同無料電話相談を実施いたしますので、千葉県内に居住されている被害者の方々について一人でも多くの方に適切な救済措置への道が開けるように、ぜひ無料電話相談実施の告知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 背景

旧優生保護法下において、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、遺伝性の精神疾患を有する（と認定された）方等に対し、強制不妊手術が行われていた事実が明らかとなっています。

国に対する謝罪と補償を求めるべく、全国に先駆けてすでに宮城県では、旧優生保護法のもと強制不妊手術を受けさせられた被害者の方を原告とする国家賠償請求が起こされ、平成30年3月28日に仙台地方裁判所において第一回口頭弁論期日が開催されます。また、国会や行政でも支援の動きが出始めています。

強制不妊手術の被害者の方々は、宮城県だけに留まらず全国にいらっしゃいます。千葉県内でも多数の強制不妊手術が実施されたとの資料があります。

そこで、全国で注目を集めている宮城での訴訟の第1回口頭弁論期日が開かれるタイミングに合わせて全国一斉に実施される無料電話相談を千葉県内においても実施することになりました。

2 電話相談の概要

(1) 全国一斉無料電話相談について

今回の電話相談は、仙台の「旧優生保護法被害弁護団」の声がけを発端に、現時点で全国16都道府県において弁護団、弁護士有志らが協力して実施することとなっています。

(2) 千葉における無料電話相談の実施について

ア 実施主体

今回は、千葉県弁護士会所属の有志弁護士の協力により実施します。

今後、実際に被害者の方々からのご相談状況に応じて、正式に弁護団を発足させることを検討中です。

イ 実施日時・方法

実施日時 平成30年3月30日（金） 10時～16時

実施方法 電話による相談とFAXによる相談の両方を実施します。

相談電話番号 047-436-8390

相談FAX番号 047-436-8391

電話の場合には、実施時間に待機している弁護士が直接電話にてご相談に応じます。聴覚に障害があるなど電話でのご相談が難しい方からのご相談にも対応するため、FAXでのご相談も実施いたします。FAXの場合には、後日担当の弁護士からご連絡して相談方法などについて取り決めたうえ実施させていただきます。

相談対象 旧優生保護法の規定に基づく不妊手術を受けられた方

当事者のご家族・ご親族・福祉関係などの支援者の方など。

3 添付資料

告知用チラシ

以上